

## 主 文

本件上告を棄却する。

## 理 由

弁護士岡本安治の上告趣意は別紙添付の上告趣意書と題する書面の通りである。  
同第一点について。

しかし原判決の挙示する各証拠を総合すれば被告人外判示の四名が共謀の上判示の傷害行為をした事実を認めることができる。論旨は結局原審のした証拠の取捨事実の認定を攻撃するに帰着するのであつて、すべて上告適法の理由とならない。

同第二点について。

しかし被告人外四名が共謀の上本件傷害行為をしたものであることは前点において説明の通りであるから、原判決が之を傷害の共同正犯として刑法第六十条第二百四条を適用して処断したのは正当であつて、同法第二百六条又は第二百七条は本件のような共同正犯の場合に対して適用すべき規定でないことは云うまでもないところである。論旨はその独自の立場から本件の傷害が被告人外四名の相互に意思の連絡のない独立の行為であることを主張し、之を前提として右両法条の適用を主張するものであつて、何れも採用に値しない。又刑事訴訟法第三百六十条第一項によつて判決に記載することを要求せられて居る罪となるべき事実を証拠により認められた理由の説明は、どのような犯罪事実をどのような証拠で認めたかに付いて裁判官の推理判断の由来するところを判決自体から知り得る程度に記載すれば足りるのであつて、必ずしも犯罪事実の各部分に付いて之に該当する証拠内容を一々具体的に挙示する必要はない。原判決は判示傷害の事実のうち、傷害の部位程度を其の挙示する医師の診断書で、其の他の傷害行為を其の挙示する他の各証拠を総合して認定したものであることは、原判決自体で明瞭であるから、之を理由不備と云ふことはできない。論旨は理由がない。

同第三点について。

しかし原判決は被告人外四名がCに対して傷害を与えたのでCが恐れて居るのに乗じて、被告人及び原審相被告人Dの兩名は恐喝の犯意を生じて、Cから金員を喝取したが、他の三名はその恐喝行為に参加しなかつた事実を認定したのであつて、被告人が金員をCから受取るに際して論旨のいうように自己の為めのみを受取つたのでなく五人の為に受け取つたものであるとしても、又Cが被告人に金員を交付するについても、五人の暴行を免れる為に五人に交付する意思で偶々近くにいた被告人に交付したものであるとしても、それは被告人に対する本件恐喝罪の成否には何の影響もないことである。要するに論旨は原審の採用していない証拠に基き、或は原審の証拠に対し別異の解釈を施して原審の事実の認定を非難するに過ぎないのであつて上告適法の理由とはならない。

同第四点について。

しかし論旨は本件犯行の情状につき縷々陳述して刑の執行を猶予するが相当であると主張するものであつて結局原審の量刑の不当を主張するに帰着するものであるから、上告の適法の理由とはならない。

以上の如く本件上告はすべて理由がないから、之を棄却すべきものとして刑事訴訟法第四百四十六条に則り主文の通り判決する。

この判決は裁判官全員の一致した意見である。

検察官 福尾彌太郎関与

昭和二十三年六月十二日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	塚	崎	直	義
裁判官	霜	山	精	一
裁判官	栗	山		茂

裁判官 小 谷 勝 重  
裁判官 藤 田 八 郎